

「海岸保全施設(堤防等)一時使用届出書」は独占的な使用を認めたものではなく、あくまでも自由使用の範疇で、海岸管理者に情報提供されたものです。

法令上の許可を受けたものではなく、他の海岸利用者を排除する権利はないことをご理解したうえで、以下の事項に注意して、安全に海岸敷地をご利用下さい。

海岸保全施設(堤防等)一時使用における注意事項

- ①他の一般利用者や海岸管理活動に迷惑をかけないよう配慮すること。
 - ②使用中は事故が発生しないよう十分に配慮を行うこと。
また、危険な場所や使用場所付近の工事現場等には立ち入らないように注意すること。
 - ③使用に係る事故・紛争等については、届出人において責任をもって処理・解決すること。
 - ④海岸付近住民に迷惑をかけないこと。苦情等は届出人において解決すること。
 - ⑤使用後はゴミの片付けを行い、海岸の清潔保持に努めること。
火気を使用する場合は、消火など火の始末に十分注意すること。
 - ⑥鍵を借りた場合は、関係者以外の車両が海岸保全区域内へ進入しないように注意すること。
 - ⑦気象状況には十分注意を行うこと。
 - ⑧護岸等、海岸管理施設を損傷しないよう注意すること。また、海岸管理施設を損傷した場合は、速やかに出張所長に届出てその指示に従うこと。この場合において原状回復に要する費用は届出人の負担とする。
 - ⑨工作物の設置並びに土地の掘削や盛土などの土地の形状変更はしないこと。
 - ⑩その他関係法令を遵守して使用すること。()
 - ⑪この届出書は、水難事故を防ぐことを目的として、所轄の警察・消防へ情報提供する。
 - ⑫その他 ()
- ※) 無人航空機(ドローン・ラジコン機等)の飛行で使用する場合は裏面をご覧ください。

海岸に関して気づかれたことがあれば最寄りの出張所へご連絡ください

●富士海岸出張所 0545-32-0568

(例えば) ・ゴミや車、船などが捨てられている。

・油が浮いている。魚が大量に浮かんでいる。ガソリンの臭いがする。

・堤防や海岸管理施設などが壊れている。不審物がある。不審者がいる

国土交通省 沼津河川国道事務所 055-934-2011

ドローンの飛行ルール

！ 飛行禁止空域

① 空港周辺



② 緊急用務空域



③ 150m以上の上空

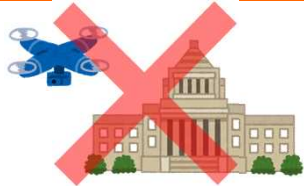


④ DID（人口集中地区）



☞ ①～④の空域で飛行させたい場合には、国土交通大臣の許可が必要です。詳細は国土交通省航空局HPへ！
※ 空港周辺、150m以上の空域、DID（人口集中地区）上空等の飛行許可（包括許可含む。）があっても、緊急用務空域を飛行させることはできません。

⑥ 国の重要な施設等※の周辺



⑦ 外国公館の周辺



⑧ 防衛関係施設の周辺



⑨ 原子力事業所の周辺



※ 国会議事堂、首相官邸、危機管理行政機関、最高裁判所、皇居・御所、政党事務所等

☞ ①、⑤～⑧の施設の周辺で飛行させたい場合には、施設管理者等の同意や都道府県公安委員会等への事前通報が必要です。詳細は警察庁HPへ！

！ 飛行空域を問わず順守する必要があるルール

※下記のほか、飛行前確認、衝突予防が必要になります。

① 飲酒時の飛行禁止



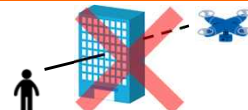
② 危険な飛行禁止



③ 夜間での飛行



④ 目視外飛行



⑤ 距離の確保



⑥ 催し場所での飛行禁止



⑦ 危険物輸送の禁止



毒物類、引火性液体、火薬類、凶器など

⑧ 物件投下の禁止



☞ ③～⑧の方法によらずに飛行させたい場合には、国土交通大臣の承認が必要です。

国土交通省HP



◀ 日本語
English ▶



警察庁HP



◀ 日本語
English ▶



使用する無線機器

技適マークがっていない免許不要の無線機器（免許不要の無人航空機を含む）は、外国の規格に基づいているものであっても、国内では使用できず、違法使用になるおそれがあります。

技適マーク



総務省HP



◀ 日本語
English ▶



国土交通省



警察庁
National Police Agency